



# アメール通信63号



## ＜新年、明けましておめでとうございます＞

正月というのは、単に年が明けたというだけでなく、気持ちを整理し、新たな気分させてくれますね。

ここ近年は暗いニュースが多く（暗いニュースの方が印象に残るので、多く感じられるのかも知れませんが・・・）、世の中が悪い方向に向かってるように思われます。

また、昨年を表す漢字として、「偽」が選ばれ、清水寺の住職さんの「こんな漢字が選ばれて恥ずかしい」という言葉が思い出されます。ただ、もともと「偽」というものは存在していて、それが明らかになって改善されるのであれば、世の中は良い方向に向かっていくと信じたいものです。

今年1年、皆様にとって、良い年でありますように！

今年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

M.Ishimori



## ＜無理（無駄？）な目標＞

皆様、お正月はどのようにお過ごしだったでしょうか？普通の人なら実家に帰ったり、初詣に行ったりと忙しいものなのでしょうが、生来ぐうたらな私は、ほぼ完全なる寝正月を満喫することとなりました。昨年はソウルでお正月を迎えて、寝る時間を惜しんで遊んでいたのが、今年はえらい違いです。もともとお風呂嫌いなので、人との約束がない限りお風呂は省略・・・すると、当然のことながらちょっとした外出すらできないので、靴も履かず、謹慎中の武士みたいな状態、運動不足まっしぐらとなるわけです。お腹もすかないので、最後の方は1日1食、なんてこともありました。

さすがに、これではイカ～ン！！突然思い立って、お休みの最終日には、とうとう河原に散歩に出かけることにしました。土手に沿って北上してみると、奇抜な方々がたくさん。飼い犬の散歩はしょうがないとして、寒いのに凧あげやら魚釣りをしている人がいて、中には走っている人までも・・・みなさん、お正月早々どうもお疲れ様です～！！

結局、子供の頃に耐寒遠足で一度行ったきりの公園まで5～6km歩いて、帰りはバスに乗って、そしてケーキを買って、美味しく夕飯もいただき

て・・・あれれ？多少は運動不足解消になったような気はしますが、ちっともカロリー消費にはならなかったみたいです。

そんな私の趣味は一応「登山・ハイキング」ということになっていて、今年目標は「できるだけ運動する」そして、昨年のお正月に立てた目標は・・・「毎日お風呂に入る」だったんですけどね・・・。

今年もどうぞよろしくお願い致します。

H.Kimura



## ＜うわさの真相！（源泉税編）＞

明けましておめでとうございます。今年こそダイエットするぞ！と言いながら、やっぱり美味しいものの誘惑には勝てず、今年もお正月太りしてしまった中村です。今までも「これだけで痩せる！！」という情報に、そんなに楽に痩せられたら苦労しないわと思いつつも、もしかしたらと、試したことも数限りなく……

税務の世界でも同様に、インターネットや噂で情報が錯綜しているのをよく見かけます。お給料が毎月8万円以下だったら源泉税なくていいというのも、その一つです。間違っただけではありませんが、いろいろ条件があるのに、その情報は抜け落ちてしまって、金額だけが一人歩きしてしまっているようです。

正確には、扶養控除申告書を提出して甲欄で源泉している人は、社会保険料控除後の給与月額88,000円未満であれば源泉額が0円になるということです。

扶養控除申告書には、扶養家族の状況を書く欄もあり、勤務先がその1ヶ所だけという前提で、所得税の概算計算をし、毎月の給与から源泉税を天引きし、年末調整で若干の補正をすることで、確定申告なしで、サラリーマンの課税関係を完結させようというものです。ですから、かけもちで働いている場合、いずれか一方にしか提出できません。もう一方は、乙欄源泉になり、税額も高くなり、例え少額でも源泉徴収税額は発生してきます。（乙欄の人は、確定申告をしなくてはなりません。万が一、本人が確定申告をしなかった場合でも、税金を取り損わないようにという意図もあるんでしょうね）

ですから、扶養控除申告書を提出していない従

業員について、給与金額が低いからという理由で源泉しないと、源泉もれということで、会社が税務署から怒られてしまうこととなりますので、ご注意下さい。

では、扶養控除申告書を会社へ提出するタイミングは？税法上は、その年の最初の給与支給日までとなっていますが、実務上は、年末調整時に、翌年分の扶養控除申告書を提出させる会社が多いようです。例えば、H19年の年末調整は、H19年12月31日現在の家族状況で計算しますが、H19年分扶養控除申告書はH19年の初めに書いてもらっているので、結婚したり、子供ができたり、年末には家族の状況が変わっています（本来なら、その都度、異動申告してもらうのが正しい方法ですが……）。そこで、H20年分扶養控除申告書を早めに提出してもらって、それを参考にH19年の年末調整を行なうわけです。H19年末とH20年初は、ほぼイコールですから。それと、H20年入社の人で甲欄対象者は、しつこいようですが、入社時に忘れず、H20年分扶養控除申告書を提出してもらって下さい。

C.Nakamura



### <個人住民税の住宅ローン控除制度が創設されました>

住宅ローン控除は、これまで所得税だけにある制度でしたが、昨年からの税源移譲により所得税額が減少し、所得税から控除しきれなくなるケースが生じました。

このため、既存の適用者の不利益とならないよう、税源移譲前の控除額と同等になるように、個人住民税からも控除する経過措置として、住宅借入金等特別税額控除が平成20年度の個人住民税より設けられました。

以下にこの制度の概要をご紹介します。貴社の役員や従業員の方々の中に住宅ローン控除の適用がある方がおられましたら、是非お伝え下さいませ。

#### ◎対象となる方は？

平成11年から平成18年までに住宅を購入し、入居等した方で、以下のいずれかに該当する方

- ☆税源移譲により所得税が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税よりも大きくなり、控除しきれなくなった方
- ☆税源移譲前から、住宅ローン控除限度額が所得税額よりも大きかったが、税源移譲後、控除しきれない額がさらに大きくなった方

※対象となる方は、「平成19年分 給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」に金額の記載がありますので、こちらで確認ができます。

※平成19年以降に入居した場合はこの制度の適用はありません。

#### ◎申告手続きは？

☆年末調整のみを行う給与所得者等の方

##### <提出書類>

- ・「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出しない納税者用）」
- ・「平成19年分 給与所得の源泉徴収票（原本）」

##### <提出先>

平成20年1月1日現在の住所地の市区町村

☆確定申告を行う方

##### <提出書類>

- ・「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」
- ・「平成19年分 給与所得の源泉徴収票（原本）」

##### <提出先>

住所地を所轄する税務署

※いずれも提出期限は、3月17日（月）です！

※市区町村によって申告書用紙の入手可能時期などが異なりますので、詳しくは市区町村窓口にお問い合わせ下さい。

#### ◎その他の留意点

平成20年以降この制度を受けるためには、ご本人が毎年申告することが必要ですので、ご注意下さい。

A.Ikemoto

このアメール通信は、不定期に FAX にて発信していますが、ご迷惑な場合はご一報ください。以後発信しないように致します。なお、メールでの送信も行ってまいりますので、お申しつけ下さい。

発行者：A I C株式会社 代表取締役 金崎 定男  
〒530-0012 大阪市北区芝田 2-2-17 和光ビル 4F  
TEL 06-6292-0586 FAX 06-6292-0587

<http://www.aictax.com/> E-mail: info@aictax.com

メールマガジン発行中！登録はこちらから <http://www.aictax.com/chiebukuro/mailmag.html>